

様式4

南相馬市監査委員公表第4号

平成28年2月29日付け南相馬市監査委員公表第2号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成28年3月16日付け27財第1025号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

様式2

監査結果に係る措置通知書

農林整備課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>大町地域交流センターの施設使用料については、減額基準に沿った取扱いをしていない事例が見られた。</p> <p>これについては、大町地域交流センター条例施行規則第9条第1項第3号の規定による市長が定める額について減額基準が定められており、その中で使用料の減額を受けることのできる団体については週1回に限り50%を減額できるものとしているが、その基準に沿った取扱いをしていない事例が見られたものである。</p> <p>今後は、減額基準を順守し適切な減免措置をとられたい。</p>	<p>これまで大町地域交流センターの施設使用については、予約時に管理人が週に複数回の使用の有無を確認し適切な措置をとるよう指導していたが、管理人の認識不足もあり、適切な措置をとらなかったことが数回あった。またサイボウズ上にも使用団体名及び使用時間を掲載し、職員が常に管理できる体制をとっていたが、減免の有無までは確認できていなかった。</p> <p>今回監査の結果を受け、直ちに管理体制を再検討し、管理人に再発防止の指導をするとともに、サイボウズ上に<u>減免措置の有無、減免の場合の減免率を追加記載</u>することとし、職員も常時管理できる体制をとっており再発防止に努めている。</p>